

1. 経営トップの責務

- (1) 経営トップは関係法令等の遵守、安全最優先の原則を車内に徹底させる。
- (2) 発生した事故等の内容を報告させ、必要な対策を掲示する

2. 安全方針

- (1) 輸送の安全の確保・法令遵守が事業経営の根幹であることを深く認識し、車内に置いて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し法令等の遵守、安全最優先を基本とした安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 安全管理の強化を図り、お客様第一主義に徹し無事故が最大のサービスであり、お客様の快適な輸送の実現に貢献いたします。
- (3) 実施すべき重点施策を定めて目標を設定し全社員で目標達成できるよう取組ます。
- (4) 安全管理規定・法令等を遵守するとともに、安全マネジメントを実施し、輸送の安全確保、向上に努めます。
- (5) この情報は積極的に公表します。
- (6) 輸送の安全に関する方針は、適時、適切に見直しをします。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正、改善処置又は、予防処置を講じます。

- (4) 運輸の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を速やかに伝達し共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び訓練に関する具体的な計画を策定し、これを実施いたします。

4. 輸送の安全に関する目標

- (1) 事故削減の目標

- 有責重大事故 「ゼロ」

- 人身事故 「ゼロ」

- 過失による物損事故 「ゼロ」

- (2) 飲酒運転の防止

- 厳正な点呼でのアルコール検査

- (3) 法令に基づく車内規定の遵守

- 社内規定及び安全管理規定に元づき年3回の教育を行います。

- ヒヤリハット事例データ、ドライブレコーダーデータの安全教育への活用

- (4) 輸送安全マネジメントの取組みと確認と改善

- 輸送安全マネジメントの取組みを強化し問題解決に向けた対策を全社員で講じます。

- (5) 安全輸送に向けた乗務員年間教育計画を作成し実施いたします。

- ① 乗務員個別指導（毎月1回/人）
 - ② 運転指導（年1回以上）
 - ③ 避難訓練,乗客の安全誘導等（年1回）
 - ④ 事故惹起者指導（随時）

5. 2026年度の安全に関する目標の達成状況

- (1) 有責重大事故 「ゼロ」
- (2) 飲酒運転の防止、常務前のアルコール検査を徹底した。

- (3) 事故情報は、点呼での啓蒙に活用した。
- (4) 運輸安全マネジメントに関する教育の充実。
- (5) 運輸安全マネジメントに係る安全方針等を継続的に教育、研修等による周知。

6. 教育計画

- (1) 乗務員に対しては年間教育計画に基づき教育を実施。
- (2) 運転の適性診断を計画どおり受診。
- (3) 運行記録計にてスピード・運転時間等を調査し必要に応じて教育を実施。
- (4) 事故防止策として、輸送の安全に関する教育を乗務員に対し実施。
- (5) 社長は、年1回全社員を対象とした巡視教育や意見交換をする。
- (6) 乗務員に対し車庫内における事故防止のため、車庫内を利用した体験教育を実施。
- (7) 緊急時の対応訓練を実施。

7. 安全管理規定

PDF 「安全管理規定」

8. 輸送の安全に関する組織体制及び式命令系統

PDF 「組織図」

PDF 「緊急時対応連絡網」